

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の背景

(1) 国の動向

平成24年12月に誕生した安倍内閣は、日本の「新しい成長」の1つの柱に「女性が輝く社会を創り上げること」として、女性の力の活用や社会参画の促進が日本の強い経済を取り戻すために不可欠であり、全ての女性が生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような国づくりを目指すとしています。

男女共同参画社会の実現は、男性にとっても女性にとっても生きやすい社会を作り、家族の素晴らしさや価値を再認識することが必要であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、女性にとってだけでなく、男性にとっても重要と位置付けています。また、安心して、子どもを産み育てるには、子育ての多様なニーズへの対応、働き方の見直しを通じて、仕事と生活のバランスのとれた、働く人に優しい社会の実現を目指すとしています。

平成22年に策定した「第3次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として「固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会」など4つを挙げ、改めて強調している視点として「女性の活躍による経済社会の活性化」、「男性、子どもにとっての男女共同参画」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「地域における身近な男女共同参画の推進」の5つを掲げています。

また、今後取り組むべき喫緊の課題の一つとして「実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進」を挙げ「社会のあらゆる分野において、平成32年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標の達成に向けて、取組の強化・加速が不可欠であるとして、女性の活躍を進めています。

さらに、平成24年には、女性の活躍によって我が国の経済社会の再生を図るため、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画が策定されました。

(2) 千葉県の取組

千葉県では、豊かで活力のある社会を築いていくため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画社会基本法に基づく「千葉県男女共同参画計画」を策定し、様々な施策を展開しています。

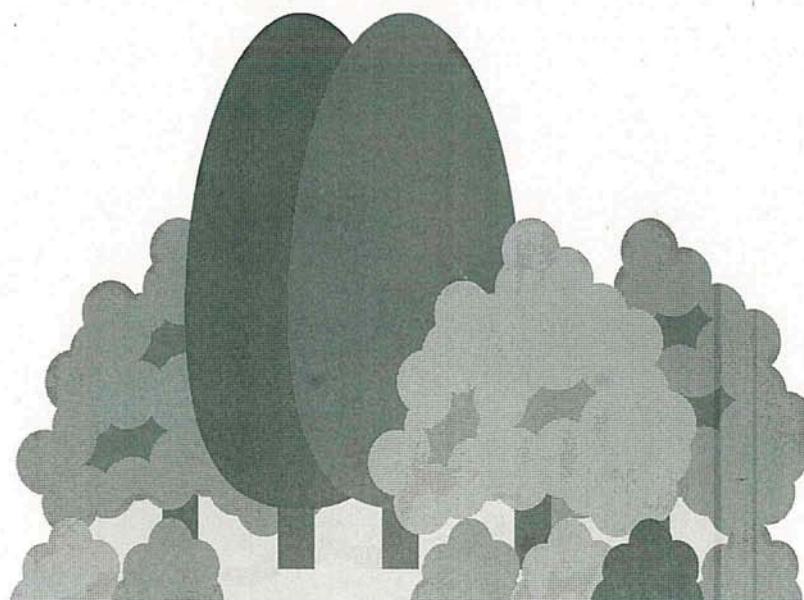
また、平成22年3月に策定した、千葉県総合計画「輝け！ちば元気プラン」に、男女共同参画を総合計画推進に当たっての基本的考え方の一つに位置付けました。

これまでの取組みで、様々な分野において、男女共同参画に対する意識が浸透し、男女平等と感じる人の割合は増加傾向にあります。しかし、DV被害者支援を推進するため、関係機関との連携を強化する必要があります。

近年の社会情勢の変化により、貧困など新たな課題が生じています。また、女性の労働市場への参画促進や多様なライフスタイルの実現などに重点的に取り組む必要があります。

さらに、地域社会においても、男女がともに助け合い、協力し合って、よりよい地域社会をつくっていくことが重要です。

こうした中、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、新たな課題や社会状況の変化に対応するため平成23年に「第3次千葉県男女共同参画計画」を策定しました。



2 流山市の取組

流山市では社会教育の実践の場である公民館事業の一環として、女性の自立や男女平等意識の醸成に努めてきました。

また、女性施策に関する諸事業は、関係各課で対応していましたが、女性問題の解決を図り、女性に関する施策をさらに推進するため、平成4年4月、企画調整課内に「女性担当室」を設置し、関係諸事業の見直しや市民意識調査による市民ニーズの把握、シンポジウムの開催等、市民に対する啓発事業に取り組むとともに、職員の意識変革を求めて研修等を行ってきました。

行政がとるべき施策の基本的な方向性を明示した「流山市男女共同参画社会づくりビジョン『パートナーシップながれやま』」を平成10年に策定しました。

さらに、庁内組織として、「流山市男女共同参画推進本部」を設置し、啓発事業の推進に努めてきました。

男女共同参画社会の実現に向けて、平成12年度からスタートした「流山市基本構想」に「流山市男女共同参画社会づくりビジョン『パートナーシップながれやま』」を位置付け、同構想の実現のための「基本計画」において男女共同参画に関するプランの策定を明確にしました。さらに、平成12年度から平成13年度にかけて、庁内組織である流山市男女共同参画推進本部を中心として、流山市男女共同参画審議会の答申を受けた後、「流山市男女共同参画プラン」を策定しました。

「改正流山市男女共同参画プラン」を経て、「流山市総合計画 後期基本計画」と連携した「流山市第2次男女共同参画プラン」を平成22年3月に策定し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて男女共同参画の推進を図つてきました。

第2章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨と経緯

流山市では、平成14年に「流山市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な啓発活動を行ってきましたが、平成25年度に実施した、まちづくり達成度アンケートの「あなたの男女平等感についておたずねします」では、「平等である」と答えた市民の割合は23%程度と低い状況でした。「あなたの男女の役割意識についておたずねします」では「男性は仕事、女性は家事育児という分担することがよい」と答えた市民は13%以上あり、固定的な性別役割分担意識が存在しています。

また、少子高齢化の進展、家族形態やライフスタイルの変化から介護や子育て環境整備や、社会的な問題の生活困難者を支える支援など新たに対応していくかなければならない課題が生じています。

さらに、ドメスティック・バイオレンスの相談等、引き続き課題を解決していく必要があります。

このような状況のもと、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができかつ、共に責任を担うべき社会の実現に対応するためには、男女共同参画社会がますます重要になります。

平成14年3月に策定された「流山市男女共同参画プラン」では、計画期間を8年間とし、前期と後期に分けて推進してきました。平成18年4月には、前期が終了することに伴い、これまでの実績と検証を踏まえて、後期施策の見直しを図り、「改正流山市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画を推進してきました。平成22年3月には「改正流山市男女共同参画プラン」が終了することに伴い、これまでの実績と検証を踏まえ「流山市第2次男女共同参画プラン」を策定しました。「流山市第2次男女共同参画プラン」は、平成26年度で計画期間が満了することから、

引き続き男女共同参画の推進に取組み、さらに積極的に新しい時代に即した男女共同参画の課題を解決するため、「流山市第3次男女共同参画プラン」を策定しました。

2 基本理念

「流山市第3次男女共同参画プラン」策定にあたり、新たに基
本理念を掲げました。

男女がともに人権を尊重し、
個性と能力を十分に發揮できる流山をめざして

女性も男性も、一人ひとりがかけがえのない人間として、性別や性別に基づく役割意識にとらわれることなく、相手の人権を尊重し、それぞれの個性や能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

3 プランの目指す方向

「流山市第3次男女共同参画プラン」では、4つの基本目標を設定しました。

基　本　目　標

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり
- 基本目標Ⅱ 男女共同参画への環境づくり
- 基本目標Ⅲ 男女がいきいきと暮らせる社会づくり
- 基本目標Ⅳ プランの推進体制の充実

4 プランの性格

- (1) 「流山市第3次男女共同参画プラン」は、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、国及び千葉県の男女共同参画に関する計画を勘案し、「流山市第2次男女共同参画プラン」を受け、「流山市総合計画 後期基本計画」との整合性を図り、本市の男女共同参画施策推進の基本となるプランとします。
- (2) 少子・高齢化が進み、家族形態やライフスタイルの変化から、介護や子育て環境の整備、生活困難者を支える支援、ドメスティック・バイオレンスの相談等の課題や本市の実態に対応したプランとし、市民にわかりやすく、事業内容・指標項目・担当課を明記しました。
- (3) このプランは、流山市男女共同参画審議会から答申を受け、「まちづくり達成度アンケート」や従前のプランの進捗状況を参考に、市長を本部長とする府内組織である男女共同参画推進本部において素案を策定し、パブリックコメントを経て策定しました。
- (4) 各担当課が、実際に取り組む事業内容に、数字で表せる可能な限り目標数値を設定しました。
- (5) 本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく、本市におけるDV防止基本計画としても位置付けています。

5 プランの期間

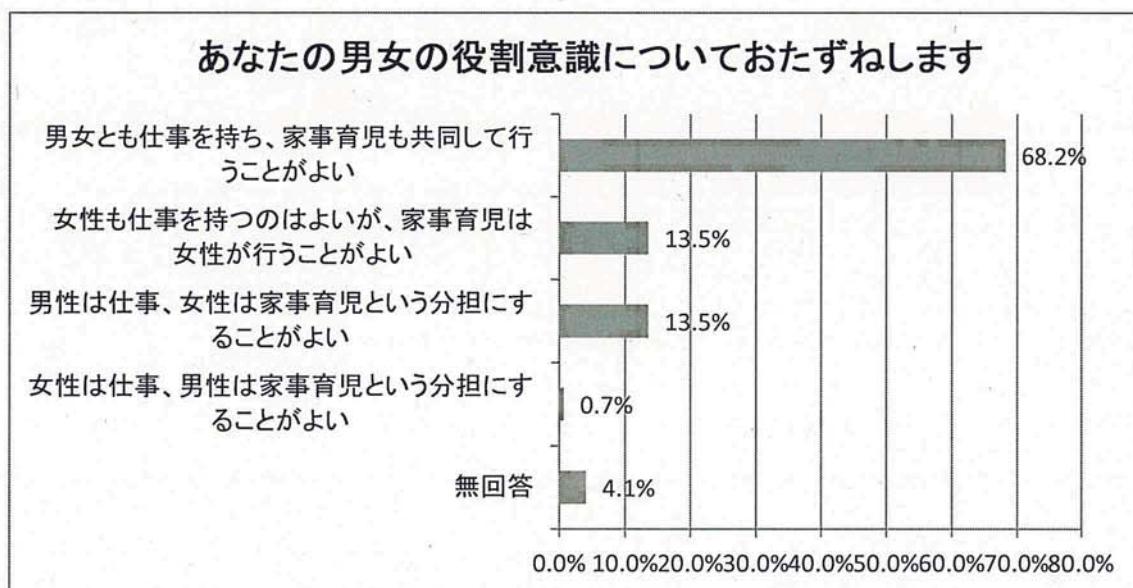
- ・平成27年度から平成31年度までの5年間のプランとします。
- ・このプランは、社会経済状況の変化やプランの進捗状況に応じて必要な見直しを行うこととします。
- ・このプランは、毎年推進状況を検証していきます。

6 実績と検証

平成26年度までの5年間の主な実績と課題は、次のとおりです。

□基本目標Ⅰ 「男女共同参画推進のための意識改革」

男女共同参画に関する理解を深める講座や講演会等を開催してきました。また、学校においては男女平等教育の推進に努めてきました。しかし、固定的な性別役割分担意識はなお根強く、流山市が平成25年12月に実施した「まちづくり達成度アンケート」の結果では、「男性は仕事、女性は家事育児という分担にすることがよい」という回答が13.5%あり、第2次プランの指標「『男は仕事、女は家事育児』という固定的な見方をしている人の割合」の目標値12%以下にはなっていない状況です。



平成25年12月実施「まちづくり達成度アンケート」より

□基本目標Ⅱ 「政策・方針決定過程への参画」

各種審議会等への女性委員の登用率は、平成26年3月時点で32.1%で目標の40%には届いていません。しかし、女性のいない審議会の件数は、4件と減少傾向にあります。

また、自治会などの地域活動において女性の方針決定過程への参画が重要ですが、女性リーダーが少ない状況です。しかし、円滑な農業経営に向けた「家族経営協定」の締結件数は、平成25年度末で13件になりました。

さらに、市職員の女性職員の管理職への登用率は、平成26年4月時点で9.7%で目標の20%には届いていません。

| 政策・方針決定過程 への参画指標 | H20 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 審議会等への女性の登用率 | 27.1% | 26.6% | 28.5% | 30.2% | 28.9% | 32.1% |
| 女性のいない審議会 | 14.7% | 14.7% | 17.1% | 19.4% | 12.5% | 11.8% |
| 家族経営協定締結数 | 2 件 | 6 件 | 1 件 | 3 件 | 0 件 | 1 件 |
| 市女性職員の管理職への登用率 | 9.5% | 8.3% | 9.2% | 9.2% | 7.8% | 7.2% |

□基本目標Ⅲ 「家庭・地域・職場における男女共同参画」

男女が共に責任を担うための家事、育児、介護に関する意識啓発や講座を行ってきました。平成25年12月に実施した「まちづくり達成度アンケート」の結果では、「男性が家事参画を十分行っている割合」は、20%でした。

また、子育て支援では、保育所の新設、低年齢児受入れ枠の拡大、延長保育の拡大を行いましたが、待機児童の解消にはいたりませんでした。

さらに、職場における男女共同参画、女性の再就職支援のための講座等を行いました。

□基本目標IV 「女性に対する暴力の根絶」

DV防止のための意識啓発の講座や研修会を開催するとともに、「DV被害者窓口対応マニュアル」を作成・活用し、関係機関との連携を図り相談者に対し適切な対処ができました。

また、複雑化する相談に対応するため、研修会に参加し相談員の質の向上を図りました。

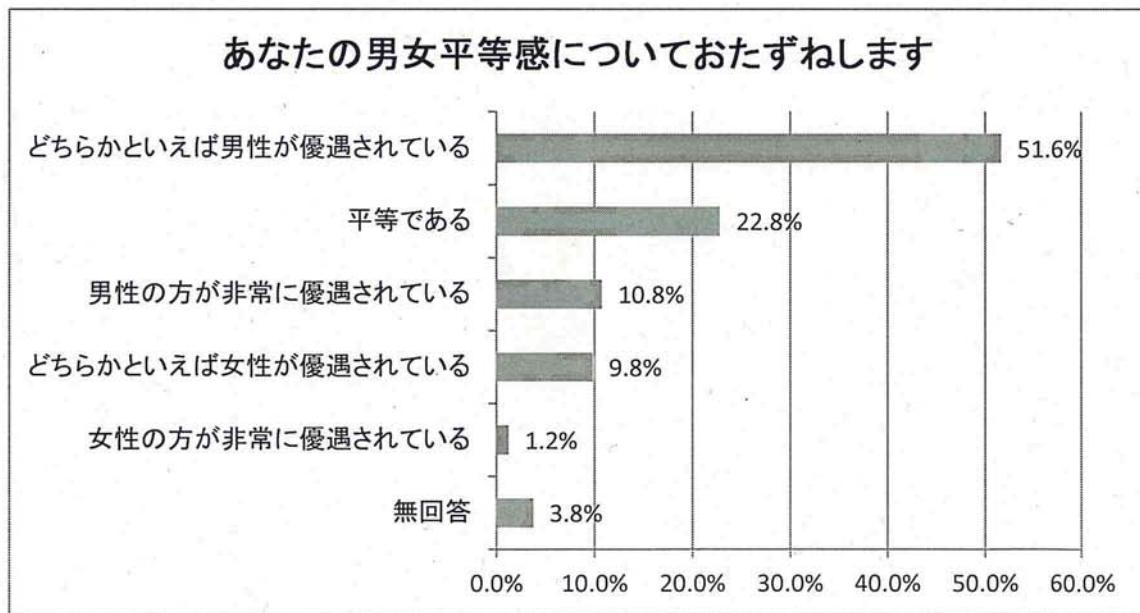
□基本目標V 「生涯を通じた健康の促進」

生涯を通じた健康支援として、健康教育や健康相談を実施しました。母子父子などに対する両親学級等の開催、幅広い年齢層への健康に関する正しい認識の啓発を図りました。

□基本目標VI 「計画を着実に進める推進体制の充実」

府内の推進体制は、市長を本部長に、副市長を副本部長とした「流山市男女共同参画推進本部」及び市長の附属機関として「男女共同参画審議会」の活用により、着実にプランの進行管理がされました。

また、職員の育児・介護休暇についての周知は行われているものの、男性職員の取得率が大変低い状況にあることから、休暇取得の促進を図る必要があります。



平成25年12月実施「まちづくり達成度アンケート」より